

◇番号	201701
◇研究機関名	京都大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 28 年 11 月、通報により、京都大学防災研究所に所属する教員が実際には出張していない出張旅費の支払いを受けた疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正な旅費の受給が確認されたことから、調査委員会を設置して本調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 部局調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 28 年 12 月～平成 29 年 5 月 ・調査対象 当該教員が不正な経理を行ったとする平成 19 年度以降、当該教員に研究費の使用停止を通知した平成 28 年 12 月 7 日までの間に、当該教員が支出等に関連したすべての財源を対象に調査。 ・調査方法 書面調査においては、当該教員が支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。 ヒアリング調査及び調査表による調査については、当該教員を含む防災研究所の在職者（過去在籍者を含む）、宇治地区事務部に所属する職員に対して、聞き取り調査・調査表による調査を実施。また、宇治地区にある他の研究所に対しても調査票による調査を実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 架空請求（カラ出張）等による旅費の領得</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 当該教員は、動機については、「正式な手続きに基づく物品購入や購入後の資産管理手続きの煩雑さを回避したいこと、特に故障時に速やかに代替品を手配するために手元に現金を置いておきたいと考えていた」とのみ供述し、その後の調査においても、それ以上判明しなかった。 ・手法 本来、旅行伺いは出張の都度、事前に提出しなければならないが、当該教員は出張手続きの処理期日直前に、過去 1 か月分程度の架空の旅行伺いを自らが作成し、事後提出することを繰り返し行っていた。 また、旅費の支払い請求のために出張後に旅行伺いにサインをする手続きについても、研究室の秘書等を介さず、直接自分に連絡するよう指示した上で自ら事務部へ赴きサインをするなど、極力他の教職員の目に触れないように手続きを行っていた。 当該教員に対しては、出張の都度、事前に旅行伺いを提出するよう事務部の担当者から何度も注意を行ったが、一切聞き入れられることはなかった。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金・科学研究費助成事業	6,733,712円	1人
科学技術試験研究委託事業	364,120円	1人
研究拠点形成費等補助金	2,568,400円	1人
大学改革推進等補助金	451,600円	1人
運営費交付金	1,130,970円	1人
計	11,248,802円	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

当該教員は、カラ出張で得た金員の用途について、研究に使用するためのパソコンや書籍の購入、留学生の生活支援等に充て、私的な消費には充てていないと供述しているが、任意で提出された預金口座やクレジットカード利用明細の写しなどからは、支出対象を判別することができなかった。さらに、物品の購入を示すレシートや領収書等も保存されていなかったため、具体的な使途とその金額は確認できず、不正に領得した金員のすべてが使途不明であった。

また、不正に領得した金員と自身の給与等の生活費が同じ預金口座で管理されていたため、当該口座から支出されたものについては、その財源が不正に領得したものによるのか、私費によるものか判別ができない状況であり、私的流用があったと判断せざるを得なかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員がカラ出張を行ったことを認めたこと、訪問先への事実確認調査において、出張の事実が確認できないものがあったことから、平成19年12月から平成28年1月までの間、当該教員が架空の出張旅費を請求し、合計155件、11,248,802円の旅費を不正に領得していたと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

大学全体として不正経理防止のための様々な対策がなされている中、過去に実施した不正経理の有無に関する調査や毎年度のe-Learning研修受講後に提出する誓約書に虚偽の回答を行い、周囲に気付かれないように不正経理を続けるなど、当該教員自身に研究者としての倫理観、規範遵守意識の欠如があった。

しかしながら、長年にわたって不正経理が発見できなかった点については、制度の運用面において以下の点で不正経理が起こった遠因となっていたと考える。

- ① 所属の研究室において、研究室の運営会議で出張等の予定が適切に共有されておらず、当該教員の出張日時を把握していなかったことなど、関心の希薄さや研究室内での情報共有不足があった。
- ② 本学の出張旅費支給手順から逸脱した事後提出を、結果的に長期間許容していた。
- ③ また、背景として、宇治地区事務部で年間約13,000件の旅費の支給手続きを円滑に実施するために事務処理を集約しているが、効率性を求める一方で、勤務管理と旅費支給の担当部署間での連携が疎かになっていた。

	<p>【再発防止策】</p> <p>本学では、平成 19 年 10 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定し、平成 21 年 2 月には「競争的資金等不正防止計画」を策定している。更に、平成 26 年 2 月のガイドラインの改正を受け、規程の全部改正を行い、体制の整備やコンプライアンス教育を実施するなど、これまでに公的研究費の適正管理や不正経理の防止に向け、様々な措置を講じている。</p> <p>しかしながら、今回の不正経理事案に関する調査で明らかになった発生要因等を踏まえ、今後、二度とこのような問題が生じないように、改めて一層の取り組みの強化を図る。具体的には、当該部局及び全学として、以下の再発防止策を実施する。</p> <p>1) 部局における再発防止策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 旅行伺の事前提出の周知徹底 ② 出張の状況、旅費の支払い情報について教授会等を通じて所内全教職員と共有 ③ 旅費事務担当者に対する旅費制度の理解促進と問題点の共有 ④ 勤務管理と旅費支給を含む担当部署間の連絡確認の場の設置 ⑤ 定期的な用務先へ出張事実確認 ⑥ 旅行伺へ宿泊先の記載を義務化 ⑦ 旅行伺について出張者以外の出張を確認できる者による確認 ⑧ 経理事務等に関する説明会、研修等の実施 <p>2) 全学的な再発防止策</p> <p>特に旅費に関する適正な執行のため、以下について新たに取り組み、教職員の意識向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ルールを逸脱した事務処理に対する改善指導を行う体制を整備 ② 正しい旅費の手続きと支給の流れについて改めての通知を実施 ③ 新規採用教員等に対する研修会の講義内容を新規採用教員以外の現職の教職員に対しても広く説明を行う。 ④ 不正事案のケーススタディをとりいれた研修・講習会や周知方法の検討・実施 ⑤ <旅行実態に基づく旅費支給の徹底>について、「重点実施事項」に指定 ⑥ 学内ペナルティの実施 (不正を首謀、共謀した者だけでなく、知りながら加担した者、黙認した者等に対し研究費の配分制限などのペナルティを検討。)
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 当該教員を本学就業規則に基づき、平成 29 年 7 月 25 日付で懲戒解雇処分。 ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 調査開始後に使用停止を行った。 ・刑事告訴 当該元教員を被告として、刑事告訴を検討中。 ・本件の公表状況 ○平成 29 年 7 月 25 日(火) 記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) ○平成 29 年 7 月 25 日(火) 京都大学ホームページに公表(氏名公表あり)